

住宅性能評価料金表 令和6年4月1日改正

表1 設計住宅性能評価料金表

	床面積の合計	設計評価料金（消費税込み・単位：円）
一戸建ての住宅	200㎡未満	66,000
	200㎡以上	88,000
共同住宅等	200㎡未満（木造に限る）	$5,500 \times M + 88,000$
	200㎡以上500㎡未満（木造に限る）	$5,500 \times M + 143,000$
	1,000㎡未満	$5,500 \times M + 198,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$5,500 \times M + 297,000$
	2,000㎡以上3,000㎡未満	$5,500 \times M + 440,000$
	3,000㎡以上4,000㎡未満	$5,500 \times M + 550,000$
	4,000㎡以上5,000㎡未満	$5,500 \times M + 616,000$
	5,000㎡以上10,000㎡未満	$5,500 \times M + 880,000$
	10,000㎡以上	$5,500 \times M + 1,430,000$

（Mは、設計評価の対象とする住戸数）

表2 変更設計住宅性能評価等料金表

1. 当機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

変更の内容	変更設計評価料金（消費税込み・単位：円）
（1）評価等級を上げる場合	評価項目1項目につき、変更申請に係る住宅の床面積の合計に応じ、表1により算出される額の5分の1の額
（2）床面積の増減により変更する場合	（1）戸建住宅にあつては、増加及び減少する部分の床面積の合計に応じ、表1により算出される額の2分の1の額 （2）共同住宅等にあつては、増加及び減少する部分の床面積の合計を2分の1にした床面積に応じ、表1により算出される額の2分の1の額
（3）上記（1）（2）の変更を併せて行う場合	変更後の住宅の床面積の合計に応じ、表1により算出される額
（4）上記（1）から（3）に該当しない変更を行う場合	評価項目1項目につき、11,000

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた後、当機関に変更設計住宅性能評価申請を行なう場合の料金は、変更申請に係る床面積に応じ、表1により算出される額とする。

表3 建設住宅性能評価「新築住宅」料金表

1. 当機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

	床面積の合計	建設評価「新築住宅」料金（消費税込み・単位：円）
一戸建ての住宅	200㎡未満	99,000
	200㎡以上	121,000
共同住宅等	500㎡未満（木造に限る）	$(2,200 \times M + 27,500) \times N$
	1,000㎡未満	$(2,200 \times M + 38,500) \times N$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$(2,200 \times M + 55,000) \times N$
	2,000㎡以上3,000㎡未満	$(2,200 \times M + 88,000) \times N$
	3,000㎡以上4,000㎡未満	$(2,200 \times M + 121,000) \times N$
	4,000㎡以上5,000㎡未満	$(2,200 \times M + 159,500) \times N$
	5,000㎡以上10,000㎡未満	$(2,200 \times M + 220,000) \times N$
10,000㎡以上	$(2,200 \times M + 269,500) \times N$	

（Mは、設計評価の対象とする住戸数）

（Nは、必要な現場検査の時期の回数）

※建設住宅性能評価「新築住宅」申請には上記の料金の他に、別途、紛争処理支援センターへの負担金を加算する。

	紛争処理支援センターへの負担金（1住戸あたり）（消費税込み・単位：円）
保険に加入する場合	3,300
保険に加入しない場合	4,400

※表9に定める区域における建設住宅性能評価「新築住宅」の申請には上記の料金のほかに、同表に定める料金を加算する。

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の評価料金は、上表により算出される額に当該住宅について設計住宅性能評価を行うものとして表1により算出される額の3分の1の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）を加算したものとする。

表4 変更建設住宅性能評価料金表

変更内容等	変更建設評価料金（消費税込み・単位：円）
建設住宅性能評価書「新築住宅」の交付を受けた後、変更建設住宅性能評価申請を行う場合	再評価項目1項目につき、再評価申請に係る住宅の床面積の合計に応じ、表3により算出される額の5分の1の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）

※表9に定める区域における建設住宅性能評価「新築住宅」の申請には上記の料金のほかに、同表に定める料金を加算する。

表5 室内空気中の化学物質の濃度等を測定する場合の料金表

対象となる住戸数	測定料金（1住戸あたり）（消費税込み・単位：円）			
	簡易測定方法（測定バッジ等）の場合		標準的な濃度測定方法の場合	
	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドを除く特定測定物質の測定	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドを除く特定測定物質の（測定する一物質当り）
1戸	38,500	58,300	104,500	23,100
2～10戸	36,300	55,000	102,300	22,000
11～30戸	33,000	52,800	99,000	20,900
31戸～	30,800	49,500	93,500	19,800

表6 評価書を再交付する場合の料金表

	(消費税込み・単位：円)
設計住宅性能評価書を再交付する場合	再交付評価書1通につき 5,500
建設住宅性能評価書を再交付する場合	

表7 評価料金を減額する場合の割合

評価業務規程第34条該当号		割引率
(1)～(5)		20%
(6)	一戸建ての住宅の月間申請件数が5件以上9件以下の場合	10%
	一戸建ての住宅の月間申請件数が10件以上の場合	20%

(注1) 建設住宅性能評価に係る紛争処理支援センターへの負担金は除く。

(注2) (6)の減額は、設計住宅性能評価に限るものとし、(1)～(5)の減額と併せて適用できるものとする。

(注3) (1)及び(2)の減額は、評価項目1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証が適用される場合に限る。

表 8 建設住宅性能評価「新築住宅」料金を返還する場合に乗ずる率

返還するに至った時期における現場検査の実施状況	手数料額に乗ずる割合
第 1 回目の現場検査が行われていない場合	0. 9 0
第 1 回目の現場検査が行われ、第 2 回検査が行われていない場合	0. 7 2
第 2 回目の現場検査が行われ、第 3 回検査が行われていない場合	0. 5 4
第 3 回目の現場検査が行われ、第 4 回検査が行われていない場合	0. 3 6
第 4 回目以降の現場検査が行われ、最終回の現場検査が行われていない場合	0. 1 8
最終回の現場検査が行われた場合	0. 0 0

表 9 区域により評価料金を加算する場合の料金表

評価料金を加算する区域	加算する料金（消費税込み・単位：円）
相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村	検査 1 回につき 11, 000
相模原市（緑区を除く）、小田原市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、開成町、愛甲郡愛川町	検査 1 回につき 1, 100